

# 石川県ギャンブル等依存症対策推進計画

(令和3年度～令和5年度)

令和3年3月

石 川 県



## はじめに



今日、多くの方が競馬等の公営競技やばちんこ等を健全に楽しんでいます。一方で、これらのギャンブルにのめり込むことにより、本人及びその家族の日常生活や社会生活に支障が生じるだけでなく、多重債務や自殺等の深刻な問題が生じる場合があります。

ギャンブル等依存症は、早期の支援や適切な治療により、回復等が十分可能であるにもかかわらず、患者本人や家族が依存症であるという認識を持ちにくいことなどから、必要な治療や支援につながりにくいという現状があり、ギャンブル等依存症への関心と理解を深め、予防を図ることが重要とされています。

こうしたことから、国では、平成30年10月に「ギャンブル等依存症対策基本法」が施行され、平成31年4月には、対策を計画的に実施するため、「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」が策定されました。そして、この度、本県でも国が策定した基本計画等を踏まえ、「石川県ギャンブル等依存症対策推進計画」を策定いたしました。

本計画では、「ギャンブル等依存症の予防及び正しい知識の普及」や「必要な支援につなげる相談支援体制づくり」、「医療の質の向上と医療体制の強化」、「回復支援の充実」、「依存症関係機関による連携体制の構築」を柱に、予防や治療、回復支援の各段階に応じた対策を推進することとしています。

今後とも、関係機関や事業者と連携・協力しながら、県民の皆様方が健康で安心して暮らすことができる社会の実現に向けて、総合的なギャンブル等依存症対策に取り組んでまいりますので、皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、多くの貴重なご意見やご提案をいただいた、「石川県ギャンブル等依存症対策推進会議」の委員をはじめとする関係各位に対して、厚く御礼申し上げます。

令和3年3月

石川県知事 谷本 正憲



# 目 次

第1章 計画策定の趣旨等	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	1
4 ギャンブル等依存症の定義	3
第2章 ギャンブル等依存症をめぐる状況	4
1 ギャンブル等をめぐる状況	4
2 ギャンブル等依存症の状況	5
第3章 計画の基本的な考え方	10
1 基本理念	10
2 国、地方公共団体、関係事業者、国民(県民)等の責務	10
3 基本的な方向性	11
第4章 重点目標	12
第5章 施策体系	13
第6章 具体的な取組	14
1 ギャンブル等依存症の予防及び正しい知識の普及	14
(1) 依存症の理解を深めるための普及啓発	14
(2) 青少年等に対する予防教育	15
2 必要な支援につなげる相談支援体制づくり	16
(1) 依存症の本人及び家族等への相談支援の強化	16
(2) 多機関の連携・協力による総合的な相談支援体制の構築	17
3 医療の質の向上と医療体制の強化	17
(1) 依存症専門医療機関等における医療提供体制の強化	17
(2) 依存症の治療が可能な医療機関の充実	18
4 回復支援の充実	18
(1) 自助グループ等との連携推進	18
(2) 社会復帰支援の充実	19
5 依存症関係機関による連携体制の構築	20
(1) 予防から相談、治療、回復支援までの切れ目のない相談支援体制の構築	20
(2) 人材の確保	20
第7章 推進体制等	22
1 関係施策との有機的な連携	22
2 推進体制	22
3 計画の見直し	22
用語集	23
関係資料	25



# 第1章 計画策定の趣旨等

## 1 計画策定の趣旨

ギャンブル等依存症は、早期の支援や適切な治療により回復が期待できる一方、病気であることに気づきづらく、相談や治療につながりにくい病気です。また、ギャンブル等にのめり込むことにより、本人及びその家族の日常生活や社会生活に支障が生じるだけでなく、多重債務や自殺等の深刻な問題が生じる場合があります。

こうしたことから、平成30年10月に「ギャンブル等依存症対策基本法」が施行され、「都道府県は、ギャンブル等依存症対策基本計画を基本とするとともに、当該都道府県の実情に即したギャンブル等依存症対策の推進に関する計画を策定するよう努めなければならない。」とされました。

このため、本県においても、ギャンブル等依存症の現状や課題を踏まえたギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進するため、「石川県ギャンブル等依存症対策推進計画」を策定するものです。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、ギャンブル等依存症対策基本法第13条第1項に基づき、本県の状況に応じたギャンブル等依存症対策の推進を図るため策定するものです。

計画策定にあたっては、「石川県医療計画」をはじめ、「いしかわ健康フロンティア戦略」、「石川県自殺対策計画」、「石川県アルコール健康障害対策推進計画」など、他の県計画と整合性を図っています。

## 3 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

## 【ギャンブル等依存症対策基本法】

### ○基本理念(第3条)

- 1 ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた防止及び回復のための対策を適切に講ずるとともに、ギャンブル等依存症である者等及びその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援すること。
- 2 ギャンブル等依存症対策を講ずるに当たっては、ギャンブル等依存症が、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に密接に関連することに鑑み、ギャンブル等依存症に関連して生ずるこれらの問題の根本的な解決に資するため、これらの問題に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされるものとする。

### ○都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画(第13条第1項)

都道府県は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県の実情に即したギャンブル等依存症対策の推進に関する計画を策定するよう努めなければならない。

### ○基本的施策(第14条～第23条)

- ・教育の振興等
- ・ギャンブル等依存症の予防等に資する事業の実施
- ・医療提供体制の整備
- ・相談支援等
- ・社会復帰の支援
- ・民間団体の活動に対する支援
- ・連携協力体制の整備
- ・人材の確保等
- ・調査研究の推進等
- ・実態調査



## 4 ギャンブル等依存症の定義

### (1) 法的定義

ギャンブル等依存症対策基本法では、ギャンブル等依存症は、「ギャンブル等(法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう。)にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態」と定義されています。

ギャンブルとは：法律の定めるところにより行われる公営競技  
(競馬・競輪・オートレース・モーターボート競走)  
ギャンブル等とは：公営競技に加え、ぱちんこ屋に係る遊戯、その他の射幸行為

### (2) 医学的定義

現在、国内の医療機関等で汎用されている精神科診断基準には、ICD<sup>※1</sup>及びDSM<sup>※2</sup>があり、ギャンブル等依存症はこれらの基準に基づいて診断されています。

ICD-10 の分類では、「病的賭博」に、DSM-5での分類では、「ギャンブル障害(Gambling Disorder)」に位置づけられています。

- ※1 世界保健機関(WHO)が身体・精神疾患に関する世界共通の分類確立を目指して作成した「国際疾病分類」のこと。「病的賭博(F63.0)」は、ICD-10での分類に位置づけられ、「持続的に繰り返される賭博であり、貧困になる、家族関係が損なわれる、個人的生活が崩壊するなどの、不利な社会的結果を招くにもかかわらず、持続し、しばしば増強する」と定義されている。また、令和4年に発行予定のICD-11では、「物質使用及び行動嗜癖による障害」として「ギャンブル障害」が新たに分類されている。
- ※2 アメリカ精神医学会が作成した精神疾患の診断基準である「精神疾患の分類と診断の手引き」のこと。「ギャンブル障害」は、DSM-5での分類に位置づけられ、「興奮を得たいがために、賭け金の額を増やして賭博をする要求」や「賭博で金をすった後、別の日にそれを取り戻しに帰ってくることが多い」等、臨床的に意味のある機能障害または苦痛を引き起こすに至る持続的かつ反復性の問題賭博行動を示す場合が該当する。

### (3) 本計画における法的定義と医学的定義の関係

本計画では、医学的定義における「病的賭博」、「ギャンブル障害」の状態にある者も含め、ギャンブル等にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態にある者を法的定義におけるギャンブル等依存症である者とします。

## 第2章 ギャンブル等依存症をめぐる状況

### 1 ギャンブル等をめぐる状況

#### (1) 県内における公営競技、遊技場店舗等の状況

##### 【県内の公営競技場】

競技名	競技場名	所在地	競技施行者
競馬	金沢競馬場	金沢市	石川県 金沢市
ボートレース	ミニボートピア津幡	津幡町	群馬県みどり市

※ミニボートピア津幡はボートレース桐生の場外販売場

##### 【県内の遊技場店舗】

ぱちんこ店舗数	89 店舗
---------	-------

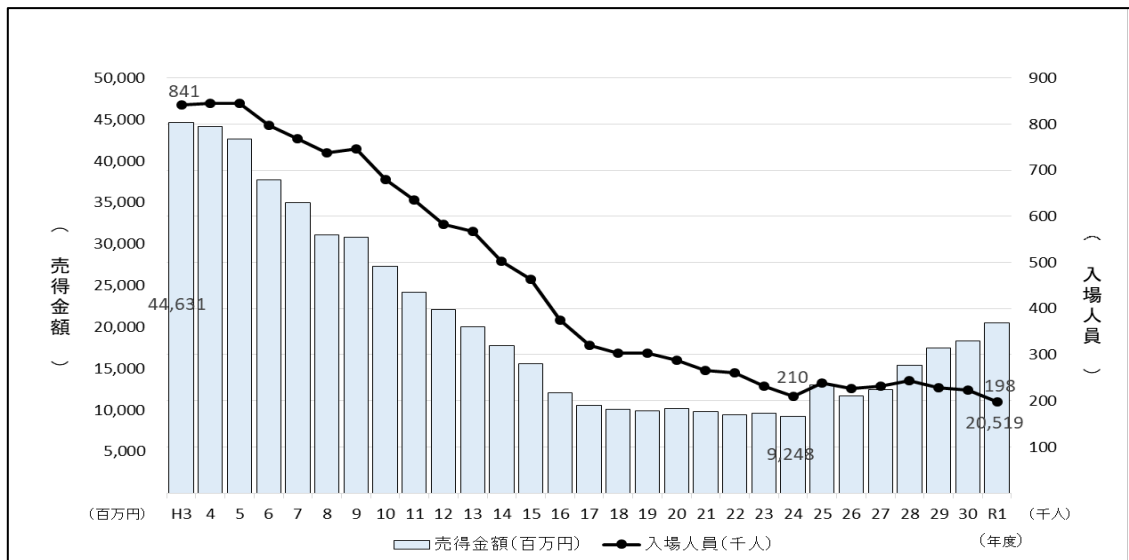
R2.3.31 現在

#### (2) 競馬の状況（売得金額、利用者数）

金沢競馬の入場人員は、年々減少していましたが、平成 24 年度以降は、ほぼ横ばいに推移し、令和元年度は 198,000 人となっています。

また、売得金については、インターネット投票による参加者が増加したことにより、近年は増加傾向にあります。

【図1】 金沢競馬における入場人員及び売得金の推移

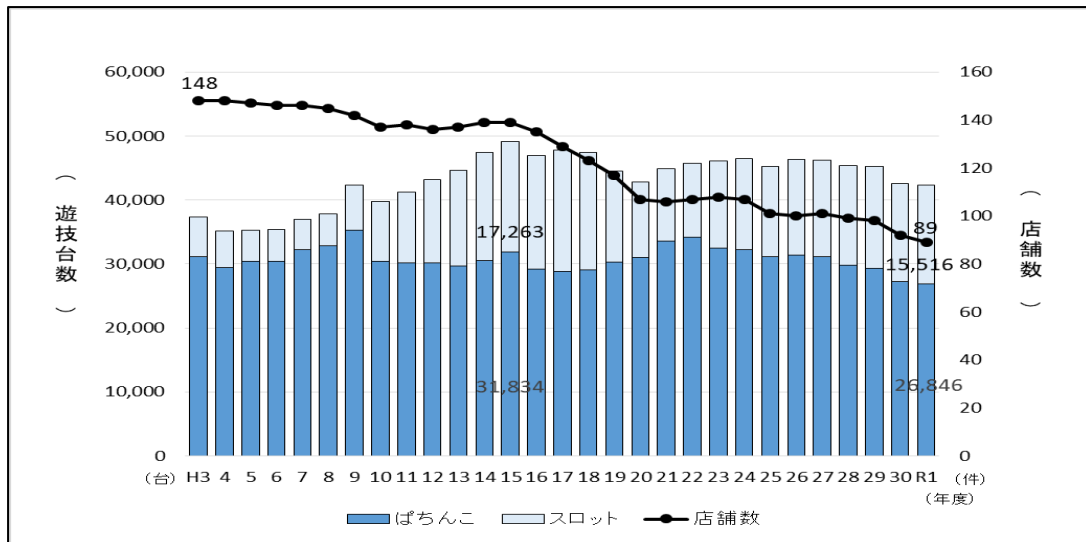


出典：県競馬事業局調べ

### (3) ぱちんこの状況(店舗数、遊技台数)

県内のぱちんこ店舗数及び遊技台数は、緩やかに減少傾向にあり、令和元年度の店舗数は 89 店舗、遊技台数は 42,362 台(ぱちんこ台:26,846 台、スロット台:15,516 台)となっています。

【図2】 県内におけるぱちんこの店舗数及び遊技台数の推移



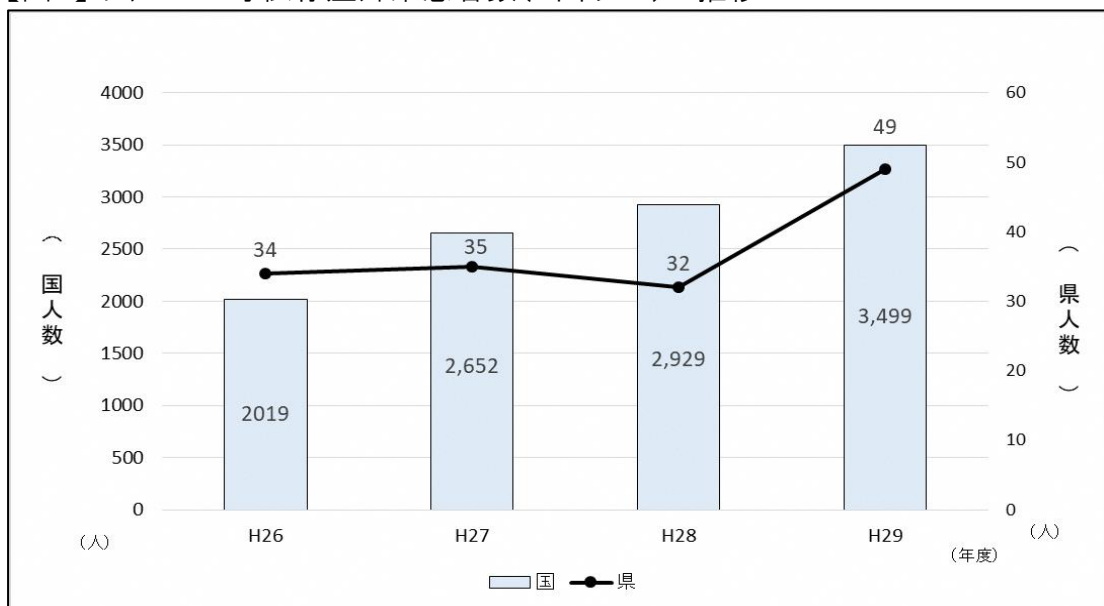
出典:全日本遊技事業協同組合連合会ホームページ「遊技場店舗数、遊技台数一覧表」

## 2 ギャンブル等依存症の状況

### (1) ギャンブル等依存症患者数

ギャンブル等依存症の通院患者数は、国、県ともに増加傾向にあり、本県の平成 29 年度の患者数は 49 人となっています。

【図3】ギャンブル等依存症外来患者数(1回以上)の推移



出典:精神保健福祉資料(NDB:レセプト情報・特定健診等情報データベースによる分析結果)

【表1】ギャンブル等依存症の患者数・率(人口 10 万対)

			H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
入院	石川県	人数	0-9	0-9	0-9	0-9
		率	-	-	-	-
	全国	人数	205	243	261	280
		率	0.16	0.19	0.21	0.22
通院	石川県	人数	34	35	32	49
		率	2.94	3.03	2.78	4.27
	全国	人数	2,019	2,652	2,929	3,499
		率	1.59	2.09	2.31	2.76

出典：精神保健福祉資料(NDB:レセプト情報・特定健診等情報データベースによる分析結果)

※石川県の入院患者数は少数であるため、人数が「0-9」となり、人口 10 万対は算出不可

※人口のデータソースは総務省人口推計(各年 10 月 1 日現在)

【参考】ギャンブル等依存症が疑われる者(推計)

	割合	全国	石川県
ギャンブル等依存症が疑われる者 (過去 1 年以内)	0.8%	70 万人	7 千人
ギャンブル等依存症が疑われる者 (生涯)	3.6%	320 万人	33 千人

出典：日本医療研究開発機構「国内のギャンブル等依存に関する疫学調査」(H29)

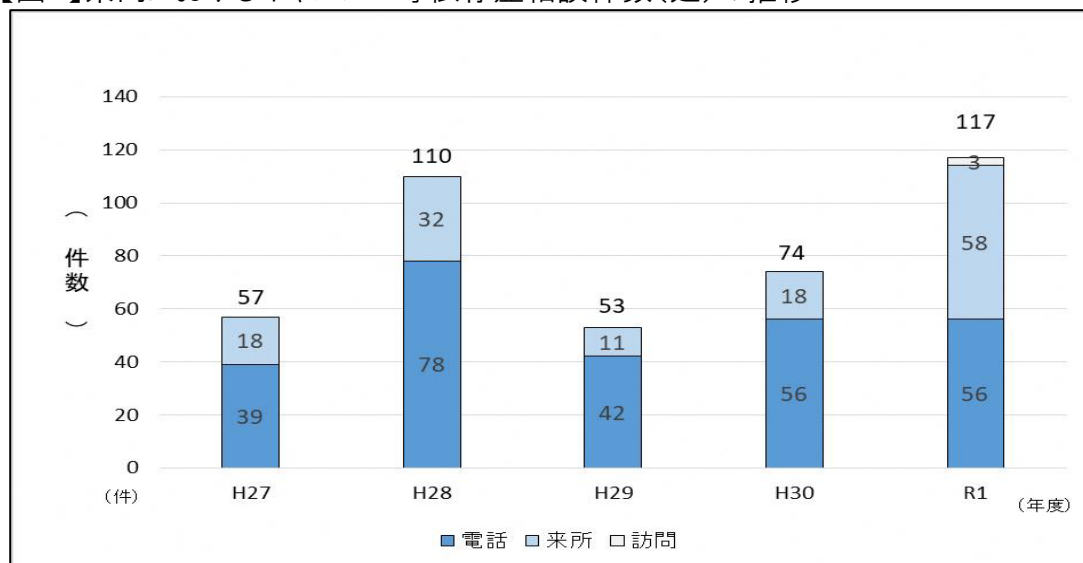
※世界で最も多く用いられている簡易スクリーニングテスト SOGS による。20 点満点の質問項目中 5 点以上の場合にギャンブル等依存症の疑いありとされる。

※石川県の人口のデータソースは平成 27 年国勢調査における成人人口

## (2) ギャンブル等依存症相談件数

県こころの健康センター及び県保健福祉センター、金沢市福祉健康センターにおけるギャンブル等依存症に関する相談件数は、増減を繰り返しながら推移しており、令和元年度の相談件数(延)は 117 件となっています。

【図4】県内におけるギャンブル等依存症相談件数(延)の推移



出典：県障害保健福祉課調べ

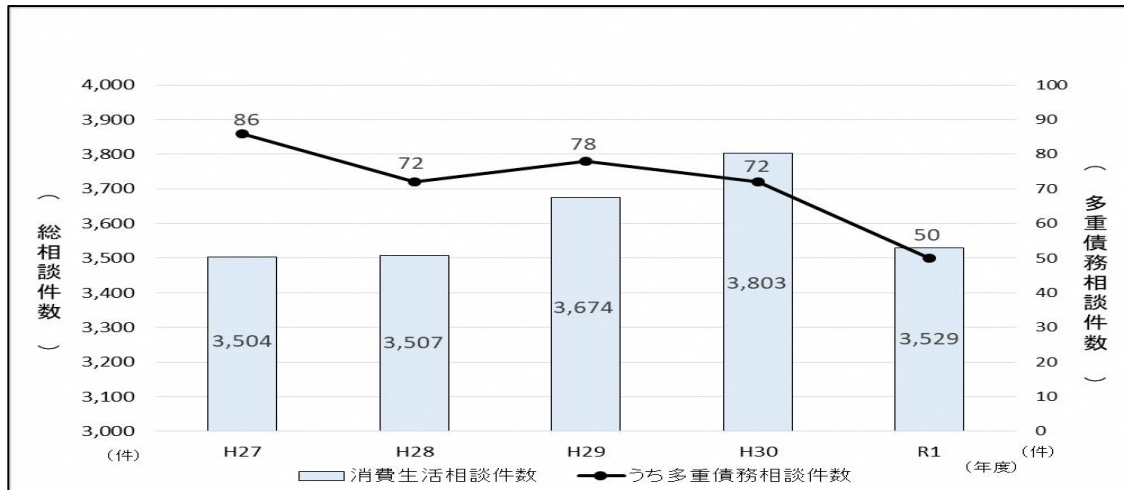
※県こころの健康センター、県保健福祉センター、金沢市福祉健康センターにおける相談件数

### (3) ギャンブル等依存症関連問題の状況

#### ア 多重債務相談件数

県消費生活支援センターにおける消費生活相談件数(延)は、概ね横ばいで推移しており、令和元年度は 3,529 件となっています。このうち多重債務相談件数は、全体の約1～2%程度で推移しており、令和元年度は 50 件となっています。

【図5】県消費生活支援センターにおける多重債務相談件数(延)の推移



出典:全国消費生活情報ネットワークシステム(PIO-NET)

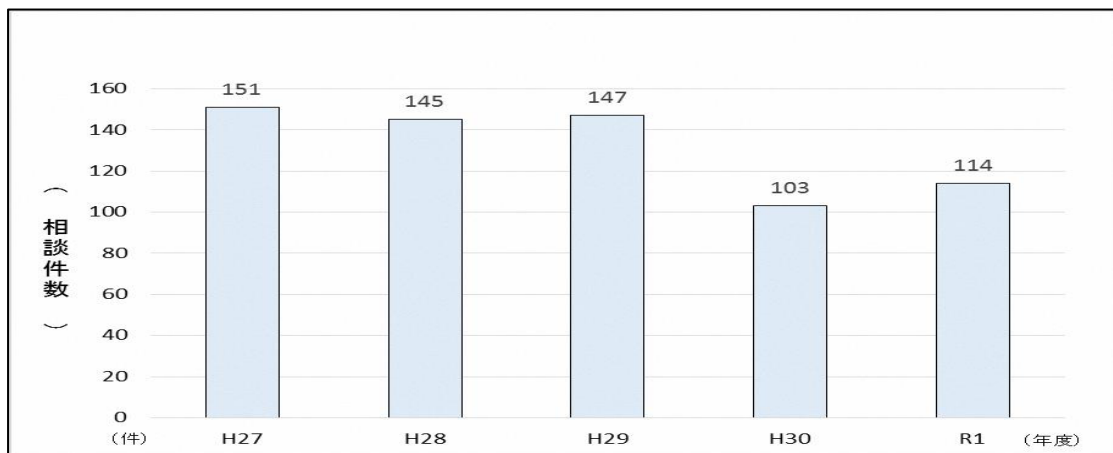
(参考)全国の県消費生活支援センターにおける消費生活相談件数と多重債務相談件数(延)(件)

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
消費生活相談件数	929,991	890,721	941,517	996,671	939,080
うち多重債務相談件数	29,198	26,071	26,439	25,333	23,610

出典:全国消費生活情報ネットワークシステム(PIO-NET)登録件数(2020.12.14 現在)

県司法書士会が実施している司法書士電話相談(へるぷねっといしかわダイヤル)における多重債務の相談件数(延)は、令和元年度 114 件となっています。

【図6】司法書士電話相談における多重債務相談件数(延)の推移

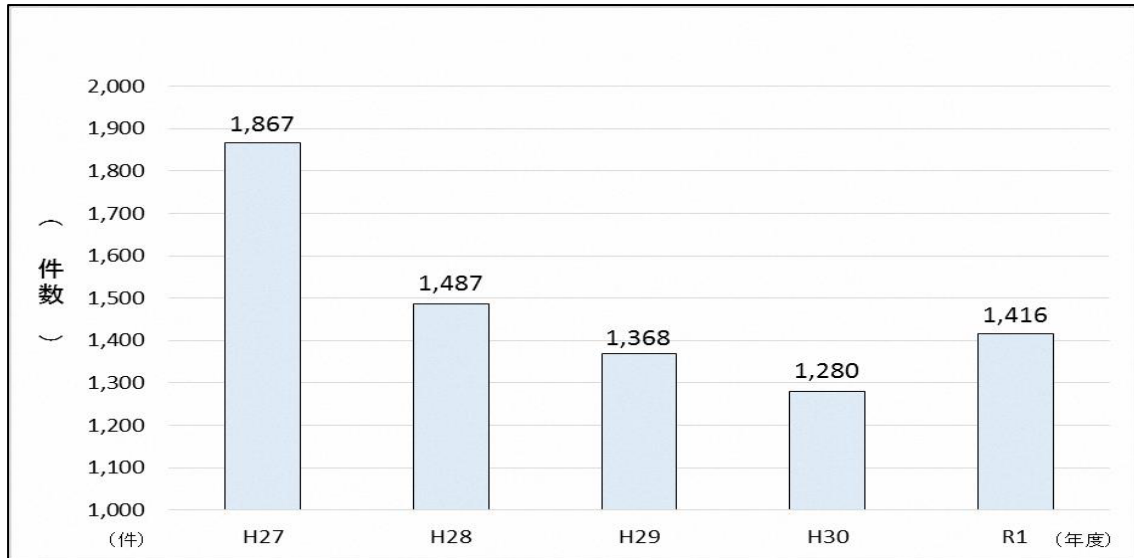


出典:石川県司法書士会調べ

## イ 生活困窮相談件数

生活困窮の新規相談受付数は、年々減少していましたが、令和元年度は増加に転じ、1,416 件となっています。

【図7】生活困窮新規相談受付件数の推移



出典：県厚生政策課調べ

## ウ 自殺

ギャンブル等依存症は、自殺の危険因子の一つであることが指摘されています。

本県の自殺者数は減少傾向にあり、令和元年の自殺者数は 160 人となっています。

【表2】自殺者数・率(人口 10 万対)

		H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	R1 年
石川県	人数	209	177	189	146	160
	率	18.3	15.5	16.6	12.9	14.2
全国	人数	23,152	21,017	20,465	20,031	19,425
	率	18.5	16.8	16.4	16.1	15.7

出典：厚生労働省「人口動態統計」

## エ 配偶者暴力

ギャンブル等依存症によって、理性の働きが抑えられること等による暴力との関連が指摘されています。

本県の配偶者暴力相談支援センターへの相談件数(延)は、ほぼ横ばいで推移しており、令和元年度は 1,714 件となっています。

【表3】県配偶者暴力相談支援センターへの相談件数(延)の推移(件)

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
石川県	1,603	1,473	1,610	1,616	1,714
全 国	111,172	106,367	106,110	114,481	119,276

出典：石川県 県男女共同参画課調べ、全国 内閣府男女共同参画局

※石川県…配偶者暴力相談支援センター(石川県女性相談支援センターと金沢市女性相談支援室)における相談件数  
全 国…全国の配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数

## オ 児童虐待

児童虐待は、様々な要因が複雑に絡み合っていると考えられていますが、その1つとしてギャンブル等依存症が関係していると言われています。

本県の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、年々増加しており、令和元年度は1,187件となっています。

【表4】児童相談所における児童虐待相談対応件数の推移(件)

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
石川県	728	846	867	1,084	1,187
全 国	103,286	122,575	133,778	159,838	193,780

出典：厚生労働省「福祉行政報告例」

※石川県…県児童相談所及び金沢市児童相談所における相談対応件数  
全 国…全国の児童相談所等における相談対応件数

## カ 犯罪

犯行の動機・原因の1つとしてギャンブル等への欲求があります。

本県における刑法犯件数は減少傾向にあり、令和元年は2,246件となっています。

【表5】刑法犯件数の推移(件)

	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年
石川県	3,164	2,684	2,409	2,146	2,246
全 国	357,484	337,066	327,081	309,409	294,206

出典：警察庁「犯罪統計」

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

- (1)ギャンブル等依存症の発症予防、治療及び回復支援の各段階に応じた適切な対策を講じます。
- (2)ギャンブル等依存症である本人や家族の生きづらさを理解し、日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう総合的な支援を行います。
- (3)アルコール、薬物等依存に関する施策や多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の関連問題に関する施策との有機的な連携を図ります。

### 2 国、地方公共団体、関係事業者、国民(県民)等の責務

ギャンブル等依存症対策基本法第5条から9条では、国、地方公共団体、関係事業者、依存症対策に関連する業務に従事する者、国民の責務を次のように定めています。

#### 【国】

基本法の基本理念にのっとり、ギャンブル等依存症対策を総合的に策定し、実施する。

#### 【地方公共団体】

基本法の基本理念にのっとり、ギャンブル等依存症対策に関し、国と連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を策定し、実施する。

#### 【関係事業者】

国及び地方公共団体が実施するギャンブル等依存症対策に協力するとともに、その事業活動を行うに当たって、ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の防止に配慮するよう努める。

#### 【依存症対策に関連する業務に従事する者(医療、保健、福祉、法務、矯正、その他)】

国及び地方公共団体が実施するギャンブル等依存症対策に協力し、ギャンブル等依存症の予防等及び回復に寄与するよう努める。

#### 【国民(県民)】

ギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深め、ギャンブル等依存症の予防等に必要な注意を払うよう努める。



### 3 基本的な方向性

#### (1) ギャンブル等依存症の予防及び正しい知識の普及

ギャンブル等依存症が病気であることや誰もがなり得ること、適切な医療や支援により回復が可能であることといった正しい知識を県民に広く普及啓発することにより、ギャンブル等依存症への予防につながる取組を推進します。また、チェックリスト等を活用し、病気であることに気づくための取組を推進します。

#### (2) 必要な支援につなげる相談支援体制づくり

県こころの健康センターや県保健福祉センター等において、ギャンブル等依存症の本人及び家族等への相談支援を実施するとともに、家族教室を開催し、家族がギャンブル等依存症への理解を深められるよう支援します。

また、ギャンブル等依存症に関する研修を実施し、ギャンブル等依存症である者等及びその家族に接する機会のある相談窓口対応者や支援者の対応能力向上を図ります。

#### (3) 医療の質の向上と医療体制の強化

ギャンブル等依存症の専門医療機関等における医療従事者の資質の向上を図るとともに、ギャンブル等依存症の治療が身近な地域で受けることができるよう、かかりつけ医(一般医療機関)への研修や専門医療機関等とかかりつけ医の連携を強化します。

#### (4) 回復支援の充実

ギャンブル等依存症である者等の回復や社会復帰が円滑に進むよう、関係機関・団体や自助グループ等と連携した取組を推進します。

#### (5) 依存症関係機関による連携体制の構築

アルコール・薬物依存をはじめ、多重債務、貧困、犯罪、虐待、自殺等の問題に取り組む関係機関と連携を図り、ギャンブル等依存症である者等及びその家族の相談・治療・回復を途切れなく支援できる体制を構築します。

## 第4章 重点目標

- 1 ギャンブル等依存症の正しい知識の普及啓発を積極的に行い、県民のギャンブル等依存症への関心と理解を深め、ギャンブル等依存症の発症を予防します。
- 2 ギャンブル等依存症である者等とその家族が、日常生活や社会生活を円滑に営むことができるよう、専門医療機関や相談機関等の充実を図るとともに、相談から治療、回復支援に至るまでの切れ目のない支援体制を整備します。
- 3 行政、医療、福祉及び司法等の関係機関や当事者団体、関係事業者等が相互理解を深め、包括的な連携協力体制を構築し、ギャンブル等依存症対策を総合的に推進します。

## 第5章 施策体系

### 基本方針1:ギャンブル等依存症の予防及び正しい知識の普及

- └ (1) 依存症の理解を深めるための普及啓発
  - ア 依存症に対する正しい知識の普及と理解の促進
  - イ 関係事業者による普及啓発
- └ (2) 青少年等に対する予防教育
  - ア 学校教育等の推進
  - イ 関係事業者による若年層への予防に関する取組

### 基本方針2:必要な支援につなげる相談支援体制づくり

- └ (1) 依存症の本人及び家族等への相談支援の強化
- └ (2) 多機関の連携・協力による総合的な相談支援体制の構築

### 基本方針3:医療の質の向上と医療体制の強化

- └ (1) 依存症専門医療機関等における医療提供体制の強化
- └ (2) 依存症の治療が可能な医療機関の充実

### 基本方針4:回復支援の充実

- └ (1) 自助グループ等との連携推進
- └ (2) 社会復帰支援の充実

### 基本方針5:依存症関係機関による連携体制の構築

- └ (1) 予防から相談、治療、回復支援までの切れ目のない相談支援体制の構築
- └ (2) 人材の確保

## 第6章 具体的な取組

### 1 ギャンブル等依存症の予防及び正しい知識の普及

#### (1) 依存症の理解を深めるための普及啓発

##### ア 依存症に対する正しい知識の普及と理解の促進

###### <現状と課題>

「ギャンブル等依存症問題啓発週間(5月14日～20日)」等に、ギャンブル等依存症に対する正しい知識の普及啓発を実施していますが、十分とは言い難い状況にあります。

###### <取組の方向性>

ギャンブル等依存症の正しい知識の普及と理解の促進のための普及啓発を積極的に行い、県民のギャンブル等依存症の発症予防に努めます。

###### <具体的取組>

- 県のホームページ等で、ギャンブル等依存症の正しい知識と県こころの健康センターをはじめ、ギャンブル等依存症関連問題の各種相談窓口を周知します。
- 県は、依存症チェックリストを掲載したリーフレット等を作成し、関係事業者やギャンブル等依存症関連問題相談窓口、市町等を通じて普及啓発を行います。
- 県は、「ギャンブル等依存症問題啓発週間」はもとより、あらゆる機会を通じて、ギャンブル等依存症の正しい知識の普及啓発を行います。

##### イ 関係事業者による普及啓発

###### <現状と課題>

公営競技や遊戯業等の関係事業者は、利用者のみならず、広く一般向けにギャンブル等依存症に対する注意喚起を実施していますが、ギャンブル等依存症の発症予防・早期発見のための普及啓発を強化する必要があります。

###### <取組の方向性>

公営競技や遊戯等の利用者が、ギャンブル等依存症ならびに関連問題への関心と理解を深め、発生予防・早期発見につながるよう、関係機関が連携し、積極的な普及啓発に努めます。

###### <具体的取組>

- 告知ポスターや新聞・雑誌広告等により、一般県民向けにギャンブル等依存症に関する注意喚起を行うとともに、競技場内及びぱちんこ店舗内においてポスター掲示等により、注意喚起を行います。
- 公営競技や遊戯等の利用者へ、依存症チェックリストを掲載したリーフレット等を配布します。

【関係事業者の取組】

県競馬事業局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・場内に依存症啓発ポスターを掲示</li> <li>・ホームページで「公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター」の相談窓口を掲載</li> </ul>
石川県遊技業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・店内に依存症問題の相談機関である「リカバリーサポート・ネットワーク(RSN)」相談窓口告知ポスター掲示</li> <li>・共通標語「パチンコ・パチスロは適度に楽しむ遊びです。のめり込みに注意しましょう。」による啓発</li> <li>・安心パチンコ・パチスロリーフレットの設置</li> <li>・店内 ATM の撤去等</li> </ul>

(2) 青少年等に対する予防教育

ア 学校教育等の推進

<現状と課題>

平成 30 年 3 月に公示された「高等学校学習指導要領」では、保健体育科の指導内容の一つとして、精神疾患が取り上げられました。また、平成 30 年 7 月公表の「新高等学校学習指導要領解説(保健体育編)」において、「ギャンブル等への過剰な参加は習慣化すると嗜癖行動になる危険性があり、日常生活にも悪影響を及ぼすことに触れるようにする。」と記載され、精神疾患の一つとしてギャンブル等依存症を含めた依存症について取り上げることとなりました。

現在、ギャンブル等依存症について、実際に指導を行う教員の理解が十分でなく、学校において指導する上で、参考となる資料も十分に整備されていません。

<取組の方向性>

学校教育において、ギャンブル等依存症に関する知識の普及及び啓発に努めます。

<具体的取組>

- 学校教育においてギャンブル等依存症などの行動嗜癖に関する指導を行うことを目的とした教師用指導参考資料について、学校等へ周知し、活用を促します。
- 県教育委員会では、ネット依存やゲーム障害の危険性と対策についてをまとめたパンフレットを作成し、保護者等へ配布することで、予防に関する正しい知識の普及啓発を行います。

イ 関係事業者による若年層への予防に関する取組

<現状と課題>

ギャンブル等依存症の発症を予防するために、本人・家族の申告による利用制限や、20 歳未満の者の利用禁止等、関係事業者によるアクセス制限等を実施していますが、十分に周知されていないため、積極的な周知を図る必要があります。

### <取組の方向性>

公営競技の投票券の購入は 20 歳未満、ぱちんこの利用は 18 歳未満の者は禁止であることの周知を徹底するとともに、アクセス制限等の適切な運用と周知に努めます。

### <具体的取組>

- 関係事業者は、競技場内や店舗内等において警備員や従業員による声かけや年齢確認、場内放送やポスターによる注意喚起を実施します。
- ギャンブル等依存症である者等またはその家族の申告により、入場を制限したり、使用上限金額の設定等を行うなど、アクセス制限に取り組みます。
- アクセス制限の利用を希望する者が、適切にアクセス制限を利用できるよう、積極的に周知します。

#### 【関係事業者の取組】

県競馬事業局	・馬券発売窓口に 20 歳未満購入防止のステッカーを貼り付け ・大型映像装置にて 20 歳未満購入防止の注意喚起画面を表示 ・アクセス制限
石川県遊技業協同組合	・18 歳未満入場禁止ポスター・遊技禁止シール、年齢確認シートを掲示 ・アクセス制限(自己申告プログラム・家族申告プログラム)

## 2 必要な支援につなげる相談支援体制づくり

### (1) 依存症の本人及び家族等への相談支援の強化

#### <現状と課題>

ギャンブル等依存症の進行・再発を予防するためには、早期発見・早期介入が重要であるため、平成 31 年 4 月 1 日に、県こころの健康センターを「依存症相談拠点機関」に選定しました。県内のギャンブル等依存症が疑われる人数に対して、相談機関等に寄せられる相談件数は十分であるとは言えず、早期発見、早期介入に向け、相談機関と関係機関が連携し、取り組む必要があります。

#### <取組の方向性>

ギャンブル依存症に関係する様々な機関において相談支援体制を整備し、関係機関等との連携により、早期に必要な支援につなげることができるよう、体制整備を図ります。

#### <具体的取組>

- 県こころの健康センターや県保健福祉センター等でギャンブル等依存症である者等及びその家族の相談を受け付け、医療機関や自助グループ等の関係機関と連携しながら支援を行います。
- 県こころの健康センターや県保健福祉センターで家族教室を開催し、家族自身がギャンブル等依存症への理解を深められるよう支援します。

## (2) 多機関の連携・協力による総合的な相談支援体制の構築

### <現状と課題>

ギャンブル等依存症の関連問題には、多重債務や貧困、犯罪、虐待、自殺等があり、ギャンブル等依存症である者等を早期発見・早期介入する必要がありますが、本人に自覚がなく、支援につながっていないことがあります。

### <取組の方向性>

ギャンブル等依存症関連問題に対応する相談従事者の依存症に対する知識を向上させることにより、ギャンブル等依存症である者等を早期発見・早期介入し、適切な支援につなげます。

### <具体的取組>

- ギャンブル等依存症問題に関係する相談機関は、ギャンブル等依存症が背景にある場合は、専門医療機関・相談拠点等を紹介します。
- 県は、ギャンブル等依存症や関連問題に対応する相談員に対して、ギャンブル等を原因とする借金の債務整理について(自己破産による免責の可否及び任意整理についての相談等)の理解を促します。
- 県福祉事務所は、総合的な課題を抱える生活困窮者に対してワンストップの相談窓口を設置し、相談支援員による包括的な支援を実施します。
- 県内の児童相談所は、児童虐待の背景に、保護者のギャンブル等依存症の問題が見受けられる場合には、子どもへの養育についての指導を行うとともに、保護者に医療機関の受診を勧める等適切な支援につなげます。
- 県こころの健康センターを相談拠点とし、ギャンブル等依存症の本人及び家族等への相談を受け付け、医療機関や自助グループ等の関係機関と連携しながら支援を行います。

## 3 医療の質の向上と医療体制の強化

### (1) 依存症専門医療機関等における医療提供体制の強化

#### <現状と課題>

ギャンブル等依存症は、適切な医療や支援により回復が十分可能ですが、ギャンブル等依存症の専門医療機関の不足等から、ギャンブル等依存症である者等が地域で必要な医療を受けられる体制は十分とはいえない状況です。

国は、「依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の整備について」(平成29年6月13日付け厚生労働省通知)により、各都道府県において、専門的な医療を提供する「依存症専門医療機関」及び医療提供に加えて研修や情報発信等を行う「依存症治療拠点機関」(以下これらを「専門医療機関等」という。)の整備を進めることとしています。

これを受けて、県は、令和2年3月25日に、県立高松病院と松原病院を「依存症専門医療機関」及び「依存症治療拠点機関」に選定しました。

#### <取組の方向性>

ギャンブル等依存症である者等が、質の高い医療を受けられるよう、専門医療機関等の拡充を図るとともに、専門医療機関等の職員を国指定の研修に派遣するなどし、質の高い医療の提供に努めます。

#### <具体的取組>

○県は、専門医療機関等の拡充に努めます。

○県は、専門医療機関等の職員を国指定の研修に派遣します。

### (2) 依存症の治療が可能な医療機関の充実

#### <現状と課題>

ギャンブル等依存症の専門医療機関等は2機関に留まっていることから、専門医療機関等が中心となり、地域の精神科医療機関や内科等のかかりつけ医等との連携のもと医療提供体制を整備する必要があります。

#### <取組の方向性>

地域の身近な精神科医療機関で、ギャンブル等依存症の治療を受けることができ、必要に応じて専門医療機関等につなぐための体制づくりを進めます。

また、内科等のかかりつけ医が依存症を早期発見・早期介入するための取組を進めます。

#### <具体的取組>

○依存症治療拠点機関は、精神科医療機関の従事者を対象にギャンブル等依存症に関する研修を実施し、地域の精神科医療機関の従事者がギャンブル等依存症について学ぶ機会を提供します。

○県は、ギャンブル等依存症が疑われる者を早期に適切な医療につなげるため、内科等のかかりつけ医等を対象に依存症に関する研修会等を実施します。

## 4 回復支援の充実

### (1) 自助グループ等との連携推進

#### <現状と課題>

ギャンブル等依存症の回復においては、同じ目的を持った仲間とともに取り組むことが有効といわれており、県内では、以下5つの自助グループが活動しています。また、ギャンブル等依存症である者等の自立を支援する自立訓練施設が1カ所あります。



### 【ギャンブル等依存症に関する自助グループ等】

区分	団体名	グループ名	活動拠点
当事者グループ	GA(ギャンブラーズ・アノニマス)	GA金沢輝きグループ	金沢市
		GA石川グループ(小松支部)	小松市
		GA野々市グループ	野々市市
家族や友人のグループ	ギャノマン	たんぼぼ	金沢市
		石川・どんぐり	金沢市
区分	施設名	運営主体	所在地
自立訓練施設(生活訓練)	マインド	一般社団法人セルフ리카バリー	金沢市

#### <取組の方向性>

ギャンブル等依存症である者等及びその家族が、必要に応じて自助グループ等に繋がることのできるよう、積極的な周知に努めるとともに、自助グループ等との連携により、ギャンブル等依存症対策を推進します。

#### <具体的取組>

- 県こころの健康センターのホームページ等で、自助グループ等を周知します。
- 県こころの健康センターや県保健福祉センターは、自助グループ等と協働し、家族教室や研修会等の依存症対策を実施します。

## (2) 社会復帰支援の充実

#### <現状と課題>

ギャンブル等依存症の回復のためには、医療機関への通院等が必要な場合もあり、職場の理解や配慮が必要となりますが、職場を含む社会全体において、ギャンブル等依存症に関する正しい知識や理解がまだ十分に普及しているとは言い難い状況にあります。

また、ギャンブル等依存症である者等の治療、回復には、家族の協力が重要であり、家族に対し、当事者と同様の支援や治療に関する情報を提供することが重要です。

#### <取組の方向性>

就労及び復職、治療等が偏見なく行われるよう、職場における理解や支援を促進するための取組を進めます。

#### <具体的取組>

- 県は、産業保健総合支援センター等の職域保健との連携により、職場における普及啓発を実施します。
- 県こころの健康センターや県保健福祉センター等でギャンブル等依存症である者及びその家族の相談を受け付け、医療機関や自助グループ等の関係機関と連携しながら支援を行います。(再掲)
- 県こころの健康センターは、ギャンブル等依存症である者等を対象に、SAT-G(島

根ギャンブル障がい回復トレーニングプログラム)等のより専門的な支援を実施し、ギャンブル等依存症からの回復を支援します。

○県こころの健康センターや県保健福祉センターで家族教室を開催し、家族自身がギャンブル等依存症への理解を深められるよう支援します。(再掲)

## 5 依存症関係機関による連携体制の構築

### (1) 予防から相談、治療、回復支援までの切れ目のない相談支援体制の構築

#### <現状と課題>

国は、「依存症対策総合支援事業の実施について」(平成 29 年 6 月 13 日付け厚生労働省通知)により、都道府県に対し、行政、医療、福祉及び司法を含めた関係機関の密接な連携、依存症に関する情報や課題の共有等を目的として、関係機関による連携会議を開催するよう求めています。

これを受けて、県は、令和 3 年 1 月 20 日に「ギャンブル等依存症対策推進会議」を設置しました。

#### <取組の方向性>

ギャンブル等依存症対策を推進するにあたっては、アルコールや薬物、ゲーム等の各種依存症対策と有機的な連携を図るとともに、予防から相談、治療、回復支援まで、切れ目なく支援する体制を整備します。

#### <具体的取組>

○県は、「ギャンブル等依存症対策推進会議」を開催することにより、行政、医療、福祉及び司法等の関係機関と依存症対策の現状と課題について情報共有を行い、密接な連携のもと、必要な施策を推進します。

### (2) 人材の確保

#### <現状と課題>

ギャンブル等依存症の相談・治療体制の充実を図るためには、医療・相談従事者の質の向上が求められています。

#### <取組の方向性>

専門医療機関等や相談拠点機関等の職員を国指定の研修等に派遣し、質の高い医療・相談支援の提供を図ります。

また、身近な地域で適切な医療・相談支援が提供されるよう、依存症治療拠点機関等で研修を実施し、人材の育成及び質の向上に努めます。

#### <具体的取組>

○県は、依存症専門医療機関や相談拠点機関等の職員を国指定の研修に派遣します。(再掲)

- 依存症治療拠点機関は、精神科医療機関の従事者を対象にギャンブル等依存症に関する研修を実施し、地域の精神科医療機関従事者がギャンブル等依存症について学ぶ機会を提供します。(再掲)
- 県こころの健康センターや県保健福祉センターは、相談支援従事者を対象にギャンブル等依存症に関する研修を実施します。

## 第7章 推進体制等

### 1 関係施策との有機的な連携

本計画に基づく施策の推進にあたっては、石川県医療計画、いしかわ健康フロンティア戦略、石川県自殺対策計画及び石川県アルコール健康障害対策推進計画に基づく取り組み等、関係施策との有機的な連携により取り組むこととします。

### 2 推進体制

行政、医療、福祉及び司法等の関係機関や当事者団体、関係事業者等からなる推進会議において、本計画の取り組みの成果と課題を検証し、ギャンブル等依存症対策の総合的かつ計画的な推進に向けて検討します。

### 3 計画の見直し

国の基本計画の動向及び推進会議における議論を踏まえ、必要な協議や計画の達成状況の評価等を実施します。

## 用語集

	用語	説明
あ	アクセス制限	競馬やぱちんこ等の実施にあたり、本人や家族の申し込みにより、入場制限や使用上限金額等を設定するもの。
い	依存症専門医療機関	依存症患者が地域で適切な医療を受けられるようにするために、国が定める基準に基づき都道府県が選定した専門医療機関
	依存症相談拠点	依存症に特化し、患者や家族の相談を受け付け、関係機関と連携して支援するために、国が定める基準に基づき都道府県が選定した相談拠点機関
	依存症対策全国センター	厚生労働省が平成29年4月より開始した依存症全国拠点事業に基づき指定された、アルコール健康障害、薬物依存症、ギャンブル等依存症、ゲーム依存症の依存症全国拠点機関。神奈川県にある久里浜医療センターが指定されている。
	依存症治療拠点機関	依存症専門医療機関であることに加え、医療機関を対象とした研修の実施、依存症に関する取組みの情報発信等を行う医療機関
き	ギャンブル等依存症問題啓発週間	ギャンブル等依存症対策基本法第10条に規定された、国民の間に広くギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深めるために設けた週間 5月14日から20日までの1週間
け	県こころの健康センター	石川県における精神県保健福祉センターの名称 精神県保健福祉センターは精神保健福祉法6条に規定された、都道府県の精神保健福祉に関する技術的中核機関であり、各都道府県に設置が義務づけられた行政機関
	県保健福祉センター	石川県において、保健所・福祉事務所・児童相談所の機能を持つセンターであり、県内4か所に設置されている。センターにおいては、相談や訪問指導、市町への協力及び連携等の精神保健福祉業務を行っている。
こ	公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター	全国公営競技施行者連絡協議会が設置する相談対応機関 公営競技へののめり込みに不安を抱えている人やその家族等からの相談を電話又はメールで受け付けている。
さ	SAT-G(島根ギャンブル障がい回復トレーニングプログラム)	島根県立心と体の相談センター作成のギャンブル障害に特化した認知行動療法プログラム
し	自助グループ	同じ問題や障害等を抱えた人たちが相互に支え合いながら問題の解決や回復などを目指し、取り組む集まり。



## 関係資料

- 1 ギャンブル等依存症対策基本法 (P.26)
- 2 ギャンブル等依存症対策推進基本計画【概要】 (P.33)
- 3 石川県ギャンブル等依存症対策推進会議設置要綱 (P.34)
- 4 相談機関一覧 (P.36)

## 法律第七十四号

### ギャンブル等依存症対策基本法

#### 目次

第一章 総則（第一条—第十一条）

第二章 ギャンブル等依存症対策推進基本計画等（第十二条・第十三条）

第三章 基本的施策（第十四条—第二十三条）

第四章 ギャンブル等依存症対策推進本部（第二十四条—第三十六条）

#### 附則

##### 第一章 総則

###### （目的）

第一条 この法律は、ギャンブル等依存症がギャンブル等依存症である者等及びその家族の日常生活又は社会生活に支障を生じさせるものであり、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の重大な社会問題を生じさせていることに鑑み、ギャンブル等依存症対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、ギャンブル等依存症対策の基本となる事項を定めること等により、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の健全な生活の確保を図るとともに、国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

###### （定義）

第二条 この法律において「ギャンブル等依存症」とは、ギャンブル等（法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう。第七条において同じ。）にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態をいう。

###### （基本理念）

第三条 ギャンブル等依存症対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた防止及び回復のための対策を適切に講ずるとともに、ギャンブル等依存症である者等及びその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援すること。
- 二 ギャンブル等依存症対策を講ずるに当たっては、ギャンブル等依存症が、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に密接に関連することに鑑み、ギャンブル等依存症に関連して生ずるこれらの問題の根本的な解決に資するため、これらの問題に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされるものとする。

###### （アルコール、薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携への配慮）

第四条 ギャンブル等依存症対策を講ずるに当たっては、アルコール、薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされるものとする。

###### （国の責務）



第五条 国は、第三条の基本理念にのっとり、ギャンブル等依存症対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第六条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、ギャンブル等依存症対策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係事業者の責務)

第七条 ギャンブル等の実施に係る事業のうちギャンブル等依存症の発症、進行及び再発に影響を及ぼす事業を行う者（第十五条及び第三十三条第二項において「関係事業者」という。）は、国及び地方公共団体が実施するギャンブル等依存症対策に協力するとともに、その事業活動を行うに当たって、ギャンブル等依存症の予防等（発症、進行及び再発の防止をいう。以下同じ。）に配慮するよう努めなければならない。

(国民の責務)

第八条 国民は、ギャンブル等依存症問題（ギャンブル等依存症及びこれに関連して生ずる多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題をいう。以下同じ。）に関する関心と理解を深め、ギャンブル等依存症の予防等に必要な注意を払うよう努めなければならない。

(ギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者の責務)

第九条 医療、保健、福祉、教育、法務、矯正その他のギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者は、国及び地方公共団体が実施するギャンブル等依存症対策に協力し、ギャンブル等依存症の予防等及び回復に寄与するよう努めなければならない。

(ギャンブル等依存症問題啓発週間)

第十条 国民の間に広くギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深めるため、ギャンブル等依存症問題啓発週間を設ける。

2 ギャンブル等依存症問題啓発週間は、五月十四日から同月二十日までとする。

3 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症問題啓発週間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、ギャンブル等依存症対策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

## 第二章 ギャンブル等依存症対策推進基本計画等

(ギャンブル等依存症対策推進基本計画)

第十二条 政府は、ギャンブル等依存症対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、ギャンブル等依存症対策の推進に関する基本的な計画（以下「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 ギャンブル等依存症対策推進基本計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の時期を定めるものとする。

- 3 内閣総理大臣は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。
- 4 政府は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
- 5 政府は、適時に、第二項の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
- 6 政府は、ギャンブル等依存症に関する状況の変化を勘案し、並びに第二十三条に規定する調査の結果及びギャンブル等依存症対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも三年ごとに、ギャンブル等依存症対策推進基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。
- 7 第三項及び第四項の規定は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画の変更について準用する。  
(都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画)

第十三条 都道府県は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県の実情に即したギャンブル等依存症対策の推進に関する計画（以下この条において「都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第一項に規定する医療計画、健康増進法（平成十四年法律第百三号）第八条第一項に規定する都道府県健康増進計画、アルコール健康障害対策基本法（平成二十五年法律第百九号）第十四条第一項に規定する都道府県アルコール健康障害対策推進計画その他の法令の規定による計画であつてギャンブル等依存症対策に関連する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 3 都道府県は、当該都道府県におけるギャンブル等依存症に関する状況の変化を勘案し、並びに第二十三条に規定する調査の結果及び当該都道府県におけるギャンブル等依存症対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも三年ごとに、都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更するよう努めなければならない。

### 第三章 基本的施策

(教育の振興等)

第十四条 国及び地方公共団体は、国民がギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深め、ギャンブル等依存症の予防等に必要な注意を払うことができるよう、家庭、学校、職場、地域その他の様々な場におけるギャンブル等依存症問題に関する教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じたギャンブル等依存症問題に関する知識の普及のために必要な施策を講ずるものとする。

(ギャンブル等依存症の予防等に資する事業の実施)

第十五条 国及び地方公共団体は、広告及び宣伝、入場の管理その他の関係事業者が行う事業の実施の方法について、関係事業者の自主的な取組を尊重しつつ、ギャンブル等依存症の予防等が図られるものとなるようにするために必要な施策を講ずるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十六条 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症である者等がその居住する地域にかかわらず等しくその状態に応じた適切な医療を受けることができるよう、ギャンブル等依存症に係る専門的な医療の提供等を行う医療機関の整備その他の医療提供体制の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(相談支援等)

第十七条 国及び地方公共団体は、精神保健福祉センター（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第六条第一項に規定する精神保健福祉センターをいう。第二十条において同じ。）、保健所、消費生活センター（消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）第十条の二第一項第一号に規定する消費生活センターをいう。第二十条において同じ。）及び日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。第二十条において同じ。）における相談支援の体制の整備その他のギャンブル等依存症である者等及びその家族に対するギャンブル等依存症問題に関する相談支援等を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(社会復帰の支援)

第十八条 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症である者等の円滑な社会復帰に資するよう、就労の支援その他の支援を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動に対する支援)

第十九条 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症である者等が互いに支え合ってその予防等及び回復を図るための活動その他の民間団体が行うギャンブル等依存症対策に関する自発的な活動を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(連携協力体制の整備)

第二十条 国及び地方公共団体は、第十四条から前条までの施策の効果的な実施を図るため、第十六条の医療機関その他の医療機関、精神保健福祉センター、保健所、消費生活センター、日本司法支援センターその他の関係機関、民間団体等の間における連携協力体制の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(人材の確保等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、医療、保健、福祉、教育、法務、矯正その他のギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者について、ギャンブル等依存症問題に関し十分な知識を有する人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十二条 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症の予防等、診断及び治療の方法に関する研究その他のギャンブル等依存症問題に関する調査研究の推進並びにその成果の普及のために必要な施策を講ずるものとする。

(実態調査)

第二十三条 政府は、三年ごとに、ギャンブル等依存症問題の実態を明らかにするため必要な調査を行い、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

#### 第四章 ギャンブル等依存症対策推進本部

(設置)

第二十四条 ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進するため、内閣に、ギャンブル等依存症対策推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十五条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 ギャンブル等依存症対策推進基本計画の案の作成及び実施の推進に関すること。
  - 二 関係行政機関がギャンブル等依存症対策推進基本計画に基づいて実施する施策の総合調整及び実施状況の評価に関すること。
  - 三 前二号に掲げるもののほか、ギャンブル等依存症対策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。
- 2 本部は、次に掲げる場合には、あらかじめ、ギャンブル等依存症対策推進関係者会議の意見を聴かななければならない。
- 一 ギャンブル等依存症対策推進基本計画の案を作成しようとするとき。
  - 二 前項第二号の評価について、その結果の取りまとめを行おうとするとき。
- 3 前項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画の変更の案の作成について準用する。

(組織)

第二十六条 本部は、ギャンブル等依存症対策推進本部長、ギャンブル等依存症対策推進副本部長及びギャンブル等依存症対策推進本部員をもって組織する。

(ギャンブル等依存症対策推進本部長)

第二十七条 本部の長は、ギャンブル等依存症対策推進本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(ギャンブル等依存症対策推進副本部長)

第二十八条 本部に、ギャンブル等依存症対策推進副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、国務大臣をもって充てる。

- 2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(ギャンブル等依存症対策推進本部員)

第二十九条 本部に、ギャンブル等依存症対策推進本部員（次項において「本部員」という。）を置く。

2 本部員は、次に掲げる者（第一号から第十号までに掲げる者にあつては、副本部長に充てられたものを除く。）をもって充てる。

一 国家公安委員会委員長

二 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十一条の特命担当大臣

三 内閣府設置法第十一条の二の特命担当大臣

四 総務大臣

五 法務大臣

六 文部科学大臣

七 厚生労働大臣

八 農林水産大臣

九 経済産業大臣

十 国土交通大臣

十一 前各号に掲げる者のほか、本部長及び副本部長以外の国务大臣のうちから、本部の所掌事務を遂行するために特に必要があると認める者として内閣総理大臣が指定する者

（資料提供等）

第三十条 関係行政機関の長は、本部の定めるところにより、本部に対し、ギャンブル等依存症に関する資料又は情報であつて、本部の所掌事務の遂行に資するものを、適時に提供しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、関係行政機関の長は、本部長の求めに応じて、本部に対し、本部の所掌事務の遂行に必要なギャンブル等依存症に関する資料又は情報の提供及び説明その他必要な協力を行わなければならない。

（資料の提出その他の協力）

第三十一条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第九号の規定の適用を受けるものをいう。）の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（ギャンブル等依存症対策推進関係者会議）

第三十二条 本部に、第二十五条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理するため、ギャンブル等依存症対策推進関係者会議（次条において「関係者会議」という。）を置く。

第三十三条 関係者会議は、委員二十人以内で組織する。

2 関係者会議の委員は、ギャンブル等依存症である者等及びその家族を代表する者、関係事業者並びにギャンブル等依存症問題に関し専門的知識を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 関係者会議の委員は、非常勤とする。

（事務）

第三十四条 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

（主任の大臣）

第三十五条 本部に係る事項については、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

（政令への委任）

第三十六条 この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（検討）

2 本部については、この法律の施行後五年を目途として総合的な検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

3 前項に定める事項のほか、この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとする。

※施行日：平成三十年十月五日

# ギャンブル等依存症対策推進基本計画【概要】

## 第一章 ギャンブル等依存症対策の基本的考え方

<b>I ギャンブル等依存症問題の現状</b>		
➢ 国内の「ギャンブル等依存が疑われる者」の割合：成人の0.8%（平成29年度日本医療研究開発機構（AMED）調査結果）		
<b>II ギャンブル等依存症対策の基本理念等</b>		
➢ 発症、進行及び再発の各段階に応じた適切な措置と関係者の円滑な日常生活及び社会生活への支援		
➢ 多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の関連問題に関する施策との有機的な連携への配慮		
➢ アルコール、薬物等依存に関する施策との有機的な連携への配慮		
<b>III ギャンブル等依存症対策推進基本計画の基本的事項</b>		
➢ 推進体制：ギャンブル等依存症対策推進本部（本部長：内閣官房長官） 対象期間：平成31年度～平成33年度（3年間）		
➢ 基本的な考え方		
PDCAサイクルによる 計画的な不断の取組の推進	多機関の連携・協力による 総合的な取組の推進	重層的かつ多段階的な 取組の推進
<b>IV ギャンブル等依存症対策の推進に向けた施策について</b>		
➢ ギャンブル等依存症問題啓発週間（5月14日～20日）における積極的な広報活動の実施		
➢ 政府においては、全都道府県が速やかに推進計画を策定するよう促進		

## 第二章 取り組むべき具体的施策（主なもの）

<b>I 関係事業者の取組：基本法第15条関係</b>	
広告宣伝の在り方	<ul style="list-style-type: none"> <li>新たに広告宣伝に関する指針を作成、公表。注意喚起標語の大きさや時間を確保（～平成33年度）[公営競技・ばちんこ]</li> <li>通年、普及啓発活動を実施するとともに、啓発週間に新大学生・新社会人を対象とした啓発を実施（平成31年度～）[公営競技・ばちんこ]</li> <li>本人申告・家族申告によるアクセス制限等に関し、個人認証システム等の活用に向けた研究を実施（～平成33年度）[競馬・モーターボート]</li> </ul>
アクセス制限 施設内の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>インターネット投票の購入限度額システムを前倒し導入（平成32年度）[競馬・モーターボート]</li> <li>自己申告プログラムの周知徹底・本人同意のない家族申告による入店制限の導入（平成31年度）[ばちんこ]</li> <li>自己申告・家族申告プログラムに関し、顔認証システム等の活用に係るモデル事業等の取組を検討（～平成33年度）[ばちんこ]</li> <li>18歳未満の可能性のある者に対する身分証明書による年齢確認を原則化（平成31年度）[ばちんこ]</li> <li>施設内・営業所内のATM等の撤去等（平成31年度～）[公営競技・ばちんこ]</li> </ul>
相談・治療につなげる取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>自助グループをはじめとする民間団体等に対する経済的支援 [公営競技：平成33年度までの支援開始を目指す/ばちんこ：31年度に開始、実績を毎年度公表]</li> <li>ギャンブル依存症予防回復支援センターの相談者助成（民間団体の初回利用料・初診料負担）の拡充の検討に着手（平成31年度～）[モーターボート]</li> </ul>
依存症対策の体制整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>依存症対策最高責任者等の新設、ギャンブル等依存症対策実施規程の整備（～平成33年度）[競馬・モーターボート]</li> <li>依存症対策要綱の整備、対策の実施状況を毎年度公表（平成31年度～）[ばちんこ]</li> <li>第三者機関による立入検査の実施（平成31年度～）、「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」による対策の強化（～平成33年度）[ばちんこ]</li> </ul>
<b>II 相談・治療・回復支援：基本法第16～19条関係</b>	
相談支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>全都道府県・政令指定都市への相談拠点の早期整備（平成32年度目途）[厚労省]</li> <li>ギャンブル等依存症である者等の家族に対する支援の強化 [関係省庁]</li> <li>婦人相談所相談員、母子・父子自立支援員、児童相談所職員、障害福祉サービス従事者・発達障害者支援センター職員等における支援（平成31年度～）[厚労省]</li> <li>ギャンブル等依存症対策に関する各地域の消費生活相談体制強化（平成31年度～）[消費者庁]</li> <li>多重債務相談窓口・日本司法支援センターにおける情報提供・相談対応（平成31年度～）[金融庁・法務省]</li> <li>相談対応等においてギャンブル等依存症に配慮できる司法書士の養成（平成31年度～）[法務省]</li> </ul>
治療支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>全都道府県・政令指定都市への治療拠点の早期整備（平成32年度目途）[厚労省]</li> <li>専門的な医療の確立に向けた研究の推進、適切な診療報酬の在り方の検討（平成31年度～）[厚労省]</li> </ul>
民間団体支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>自助グループをはじめとする民間団体が行うミーティング等の活動支援に係る施策の改善・活用促進（平成31年度～）[厚労省]</li> <li>自助グループをはじめとする民間団体等に対する経済的支援（再掲）（平成31年度～）[公営競技・ばちんこ]</li> </ul>
社会復帰支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>ギャンブル等依存症問題を有する生活困窮者の支援（平成31年度～）[厚労省]</li> <li>ギャンブル等依存症問題を有する受刑者への効果的な指導・支援（平成31年度～）[法務省]</li> <li>受刑者・保護観察対象者等に対する就労支援（平成31年度～）[法務省]</li> </ul>
<b>III 予防教育・普及啓発：基本法第14条関係</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>シンポジウム、普及啓発イベント等を通じ、依存症の正しい知識や相談窓口等を積極的かつ継続的に普及啓発（平成31年度～）[厚労省]</li> <li>特設ページ・SNS等を活用した消費者向けの総合的な情報提供。成人式などあらゆる機会を活用した、地域における普及啓発の推進（平成31年度～）[消費者庁]</li> <li>新学習指導要領や指導参考資料を活用した学校教育における指導の充実。社会教育施設等を活用した保護者等への啓発の推進（平成31年度～）[文科省]</li> <li>金融経済教育におけるギャンブル等依存症対策の啓発（平成31年度～）[金融庁]</li> <li>産業保健総合支援センターを通じた職場における普及啓発の推進（平成31年度～）[厚労省]</li> </ul>	
<b>IV 依存症対策の基盤整備：基本法第20・21条関係</b>	
連携協力体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>各地域における包括的な連携協力体制の構築 [関係省庁]</li> <li>（専門医療機関その他の医療機関、精神保健福祉センター、保健所、財務局等・地方公共団体多重債務相談担当課、消費生活センター、日本司法支援センター、司法書士会等、矯正施設、保護観察所、市区町村、教育委員会、生活困窮者自立相談支援事業実施機関、地域自殺対策推進センター、児童相談所、産業保健総合支援センター、福祉事務所、発達障害者支援センター、警察、健康保険関係団体、自助グループ・民間団体、関係事業者等が参画）（平成31年度～）</li> </ul>
人材の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>医師臨床研修の見直し等[厚労省]、医学部における教育の充実[文科省]（平成31年度～）</li> <li>保健師、助産師、看護師、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、作業療法士の継続的な養成 [厚労省]</li> <li>刑事施設職員、更生保護官署職員の育成（平成31年度～）[法務省]</li> </ul>
<b>V 調査研究：基本法第22条関係</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>ギャンブル等依存症の標準的な治療プログラムの確立に向けたエビデンスの構築等、治療プログラムの全国的な普及（平成31年度～）[厚労省]</li> <li>個人認証システム・海外競馬の依存症対策に係る調査、ICT技術を活用した入場管理方法の研究（平成31～33年度）[競馬・モーターボート]</li> </ul>	
<b>VI 実態調査：基本法第23条関係</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等のギャンブル等依存症問題の実態把握（平成32年度）[厚労省]</li> <li>国民のギャンブル等の消費行動の実態調査を実施（～平成33年度）[消費者庁]</li> <li>相談データの分析によるギャンブル等依存症問題の実態把握（平成31年度～）[公営競技・ばちんこ]</li> <li>ギャンブル等依存症が児童虐待に及ぼす影響の調査（平成31年度～）[厚労省]</li> </ul>	
<b>VII 多重債務問題等への取組</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>貸金業・銀行業における貸付自粛制度の適切な運用の確保及び的確な周知の実施（平成31年度～）[金融庁]</li> <li>違法に行われるギャンブル等の取締りの強化（平成31年度～）[警察庁]</li> </ul>	

## 石川県ギャンブル等依存症対策推進会議設置要綱

### (設置)

第1条 ギャンブル等依存症対策基本法（平成30年法律第74号）に基づき、本県における総合的なギャンブル等依存症対策の推進を図るため、石川県ギャンブル等依存症対策推進会議（以下、「推進会議」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1)ギャンブル等依存症対策に係る施策の総合的な推進に関すること
- (2)ギャンブル等依存症対策推進計画に関すること
- (3)その他

### (組織)

第3条 推進会議の委員は、別記のとおりとする。

- 2 推進会議に会長・副会長をおく。
- 3 会長の選任は、委員の互選によるものとする。
- 4 副会長は、会長が指名する。
- 5 会長は、会務を総括し、副会長は、会長を補佐する。

### (事務局)

第4条 推進会議の事務局は、健康福祉部障害保健福祉課とする。

### (雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営等に関し必要な事項は、会長が決定するものとする。

### 附則

この要綱は、令和3年1月20日から施行する。



別記

石川県ギャンブル等依存症対策推進会議委員名簿

	区 分	所 属	職 名	氏 名
1	学 識 経 験 者	石川産業保健総合支援センター	所 長	小 山 善 子
2		金沢大学附属病院神経科精神科	助 教	内 藤 暢 茂
3	拠 点 医 療 機 関	松原病院	副 院 長	森 川 恵 一
4		石川県立高松病院	診 療 部 長	日 野 昌 力
5	関 係 団 体	石川県医師会	理 事	青 木 達 之
6		日本精神科病院協会石川県支部	依 存 症 対 策 担 当 医	石 井 奏
7		石川県精神神経科診療所協会	会 長	奥 田 宏
8		金沢弁護士会	弁 護 士	村 上 久 幸
9		石川県司法書士会	企 画 部 長	坂 本 大 輔
10		石川県精神保健福祉士会	会 長	蔭 西 操
11		石川県臨床心理士会	会 員	新 谷 紀 子
12	事 業 者	石川県遊技業協同組合	理 事 長	浅 野 哲 洋
13		石川県競馬事業局	局 長	新 谷 和 幸
14	経 験 者	GA野々市グループ	代 表	ヒ カ リ

## 相談機関一覧

＜こころの健康センター、県保健福祉センター、金沢市福祉健康センター＞

名称	電話番号	住所	管轄市町
石川県こころの健康センター	076-238-5750	金沢市鞍月東2丁目 6番地	県内全域
石川県こころの相談ダイヤル	076-237-2700	—	
石川県南加賀保健福祉センター	0761-22-0796	小松市園町ヌ48	小松市、加賀市、能美市、川北町
石川県石川中央保健福祉センター	076-275-2250	白山市馬場2丁目 7番地	かほく市、白山市、野々市市、津幡町、内灘町
石川県能登中部保健福祉センター	0767-53-2482	七尾市本府中町 ソ部27番9	七尾市、羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町
石川県能登北部保健福祉センター	0768-22-2011	輪島市鳳至町畠田 102-4	輪島市、珠洲市、穴水町、能登町
金沢市泉野福祉健康センター	076-242-1131	金沢市泉野町6丁目 15番5号	金沢市 (詳細は各福祉健康センターにお問い合わせください)
金沢市元町福祉健康センター	076-251-0200	金沢市元町1丁目 12番12号	
金沢市駅西福祉健康センター	076-234-5103	金沢市西念3丁目 4番25号	

※こころの健康センターの受付時間

祝日・年末年始を除く月～金曜日 8時30分～17時15分まで

※こころの相談ダイヤルの受付時間

24時間 365日

※県各保健福祉センターの受付時間

祝日・年末年始を除く月～金曜日 8時30分～17時45分まで

※金沢市各福祉健康センターの受付時間

祝日・年末年始を除く月～金曜日 8時30分～17時15分まで

石川県健康福祉部障害保健福祉課

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

TEL 076(225)1427

FAX 076(225)1429

E-mail: [shofuku2@pref.ishikawa.lg.jp](mailto:shofuku2@pref.ishikawa.lg.jp)